

事業実績報告書（様式第9号）

助成事業者は、交付決定を受けた事業実施計画が完了（導入機器等の納品、助成対象経費の支払、賃金引き上げのすべてが完了）したときは、当該完了日から起算して1月を経過する日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までの間に、事業実績報告書（様式第9号）に記載の書面を添えて所轄労働局長に同報告書を提出しなければなりません。事業完了が予定期日より早まった場合には、実際に完了した日が完了日になります。

また、事業実績報告書（様式第9号）とともに、支給申請書（様式第10号）も提出してください。

様式第9号

様式第9号

令和○年 ○月 ○日

●●労働局長 殿

住 所 〒000-0000 ●●県▲▲市■0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

(Tel. XXX-XXXX-XXXX)

(代理人の場合)

住 所 〒

事業場名

代理人氏名

(Tel. —)

令和○年度中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 国庫補助金精算書（別紙1） ③

2 事業実施結果報告（別紙2） ④

3 賃金引き上げを証する書面（賃金引き上げ日から実績報告書提出日の前日までの期間における賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し）

4 事業場内最低賃金規程を含む就業規則等の写し

5 導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）

6 経費の支出を証する書類（請求書、領収書等の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し）

7 その他参考となる書類

8 業務改善助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期

令和○年○月頃

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付決定を受けた事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 21ページを参考に、別紙1を記入してください。

④ 21ページを参考に、別紙2を記入してください。

⑤ 様式9号（事業実施報告書）とともにこれらの書類を添付してください。

⑥ 消費税について税込で国庫補助金所要額を算定した事業場は、「消費税・地方消費税に係る仕入控除税額」が確定する予定時期を記入してください（国庫補助金精算書（別紙1）参照）。なお、税額の確定後は、速やかに「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（25ページ）をご提出ください。なお、税抜で報告される場合は記載不要です。

国庫補助金精算書（様式第9号別紙1）
事業実施結果報告（様式第9号別紙2） 1 / 2

様式第9号別紙1

別紙1

国庫補助金精算書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出済額	対象経費支 出済額(D) に助成率 (※1)を 乗じた額 (1円未満 切り捨て) E	基準額 (上限額) ※2 F	選定額 (EとF を比較し て少ない 方の額) G	国庫補助 基本額 (CとG を比較し て少ない 方の額) H	国庫補助 所要額 (1,000 円未満切 り捨て) ※3 I	交付決定額 J	国庫補助 受入済額 K	差引 過不足額 (K-I) L
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	900,000	0	900,000	720,000	540,000	1,000,000	540,000	540,000	540,000	540,000	0	▲540,000
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 事業場内最低賃金1,050円未満の事業場にあつては5分の4
事業場内最低賃金1,050円以上の事業場にあつては4分の3

※2 別表第1の第5欄又は別表第2の第2欄に定める各コースの上限額

※3 I欄の国庫補助所要額は(税抜・税込)である。(いずれかに○をすること。)

- 1 消費税は※3に基づき税抜か
税込どちらか選択した金額を記
入してください。
- 2 受入済の補助金(K)から所
要額(I)を差し引いた額
(▲)を記入してください。
- 3 該当する助成率に○をつけてく
ださい。
- 4 消費税について該当する方に
○をつけてください。

様式第9号別紙2

別紙2

事業実施結果報告

1 申請企業の規模等	①資本金又は 出資の総額 300万円	②企業全体で 常時使用する 労働者の数 26人
②本店所在地 東京都千代田区豊0-0-0		
④法人番号(個人事業主は記載不要) 01234567891011		
2 業務改 善を行 った事業場	①事業場の名称 厚生労働株式会社 ●●支店	
	②労働保険番号 X X 1 0 1 2 3 4 5 6 7 - 0 0 0	
	③雇用保険適用事 業所番号 4 9 0 0 - 1 2 3 4 5 6 - 7	
	④所在地 〒000-0000 ●●県▲▲市■■町0-0-0	
	⑤電話番号 ×××-×××××-××××× ⑥常時使用する労働者数 3人	
⑦事業内容 生鮮食品小売業		
産業分類 大分類 卸売業・小売 業 中分類 飲食料品小売業		
3 助成事業の実施結果		
(1) 申請コース (①50円コース、②70円コース、③90円コース) ※いずれかに○をすること。		
(2) 賃金引上計画の実施結果		
ア 事業場内で最も低い賃金(以下「事業場内最低賃金」という。)の引上げ結果		
(7) 賃金計算期間 毎月1日～末日		
(4) 賃金支払日 翌月15日		
(7) 別表第1の第4欄又は別表第2の第1欄に基づく引上げ労働者数 2人		
(x) 引上げ年月日及び額 令和○年 ○月 ○日 引上げ額 70円(1050円から1120円へ)		
イ 常時使用する労働者の賃金状況 ※該当者が多く書き切れない場合は、別紙(様式任意)に記入すること。		
労働者職氏名 雇用保険被保険者番号	性別	生年月日
販売員 労働 花子 4800-3214566-2	女	平成元年 5月1日
販売員 厚生 月子 5000-222223-4	女	平成2年 10月1日
販売員 基津 一郎 4800-7899123-3	男	昭和56年 9月1日
採用年月日	引上げ前の 時間額	引上げ 年月日
平成26年 10月1日	1050円	令和○年 ○月○日
平成27年 11月1日	1090円	令和○年 ○月○日
平成25年 4月1日	1120円	令和○年 ○月○日
引上げ後の 時間額	引上げ額	
1120円	70円	
1160円	70円	
1190円	70円	

- 1 法人の場合は、法人番号も記
入してください。
- 2 事業場内最低賃金を引上げ
る労働者だけでなく、引上げ対
象となる労働者も含めた全員
の人数を記入してください。
※雇用保険被保険者でない者
など、交付要綱第4条第2項
及び交付要領第2の4に規定
する「引上げ労働者数」に含ま
れない者は含みません。
- 3 計画に記入した労働者すべて
について記入するほか、交付申
請後、新たに雇い入れた労働
者についても、「2⑥常時使用
する労働者の数」に含まれる労
働者として記入してください。

事業実施結果報告（様式第9号別紙2） 2 / 2

ウ 事業場内最低賃金規程を定めた就業規則等及び過半数労働者代表者等の意見書							
別添写しのとおり。							
(3) 事業実施計画の実施結果（納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。）							
必要性、内容及び実施方法				実施時期		費用額	
※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。 (記載内容例)				令和〇年〇月〇日		900,000 円	
(1) 導入した設備投資等 POS レジシステムの導入				4		5	
(2) 計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果 (導入前と比べて、どれくらい効果があつたか等具体的に記入すること。) 導入前は、お客様が来店された時、商品の会計をすべて手作業で行っており、繁忙時のレジ待ちの行列や、会計ミス等が頻発していた。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていなかった。 導入後は、①手作業の会計負担が軽減され、従来の 1.5 倍の早さで処理できるようになり、②混雑時のレジ待ちがなくなり、③在庫管理や精算処理が効率化され、④売れ筋商品の動向把握が可能になり、販売データをマーケティングに活用することができた。 日々の在庫確認や精算処理を 20 分でできるようになり、1 日 100 分作業時間を短縮することができた。				6		7	
費用額合計						900,000円	

4 生産性向上、労働能率の増進に資するものであることが分かるよう数値等により具体的に記入してください。

5 左記の各事業（設備投資等の導入）のうち、最も遅いものを記入してください。

6 各事業の費用の合計額を記入してください。税抜で報告される場合は消費税を含めない金額としてください。

7 「生産性向上等に資する設備投資等」の合計額を記入してください。別紙1「国庫補助金精算書」（21ページ参照）の「A 総事業費」と一致します。

8 欄外の※に基づき記入してください。

9 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体などの補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その名称を記入してください。

4 申請前 6 月間から事業実績報告までの間の解雇等※の状況（交付要綱第 4 条第 4 項第一号関係）	
なし 8	
5 他の助成金の受給、申請の有無（交付要綱第 4 条第 4 項第一号の二関係）	
有 ・ 無 9	
6 過去の業務改善助成金の受給の有無（交付要綱第 4 条第 4 項第二号関係）	
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額 1050 円	
7 労働関係法令違反の有無（交付要綱第 4 条第 4 項第三号関係）	
有 ・ 無	
8 補助金等の決定取消し等の有無（過去 5 年）（交付要綱第 4 条第 4 項第四号関係）	
有 ・ 無	
9 暴力団関係事業場の該当の有無（交付要綱第 4 条第 4 項第五号関係）	
有 ・ 無	
10 破壊活動防止法の該当の有無（交付要綱第 4 条第 4 項第六号関係）	
有 ・ 無	
11 倒産の有無（交付要綱第 4 条第 4 項第八号関係）	
有 ・ 無	
12 不正受給の公表同意の有無（交付要綱第 4 条第 4 項第九号関係）	
有 ・ 無	
13 交付要綱第 2 条の要件を満たしていること	
有 ・ 無	
14 他の事業場における業務改善助成金の申請の有無（交付要綱第 2 条の 6 関係）	
有 ・ 無	
15 その他	

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほか、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合